

隠岐の島町新庁舎建設基本設計業務 特記仕様書

1. 業務概要

1. 業務名称 隠岐の島町新庁舎建設基本設計業務
2. 計画施設概要
 - (1) 施設名称 隠岐の島町役場本庁舎
 - (2) 敷地の場所 隠岐の島町 下西 田井 78-2, 78-7, 79-1, 79-2, 79-6, 80-2 番地
 - (3) 施設用途 庁舎
平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添二 類型四類 第 2 類
3. 契約期間 契約締結の日の翌日から平成 29 年 6 月 9 日
4. 入札保証金 免 除
5. 契約保証金 免 除
6. 前払金 あり (契約金額の 3/10 以内)
7. 部分払 無し

8. 監督職員

総括監督員	主任監督員	監督員	現場技術者
河北尚夫	なし	村上和久	なし

9. 業務概要

本業務は、隠岐の島町（以下「発注者」という。）が計画する新庁舎建設にかかる基本設計を行うものである。

なお、業務遂行に当たっては、「隠岐の島町新庁舎基本計画(案)」(以下「基本計画(案)」という。)を踏まえることとする。

II. 業務の実施

1. 一般事項

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。
- (3) 受託者は、業務を行うにあたっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。
- (4) 受託者は、業務の着手及び完了にあたって、契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。
 - ア. 着手届
 - イ. 業務計画書
 - イ. 完了届
 - ウ. 業務委託料請求書等
 - エ. その他発注者が指定するもの
- (5) 受託者は、業務の実施に当たっては、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (6) 受託者は、個人である場合にはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者の中から、管理技術者を選任し、発注者に報告すること。なお、管理技術者と主任担当技術者は兼任することはできない。
- (7) 管理技術者及び主任担当技術者は、業務の実施にあたっては、相互に協議を行い、十分な調整を図り進めること。
- (8) 協力事務所がある場合や再委託する場合は、あらかじめ発注者に協力事務所通知書並びに委任（下請負）承諾願いを提出し、発注者の承認を得ること。ただし、建築（意匠）は再委託しないこと。
- (9) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

2. 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後 10 日以内に業務計画書を作成の上発注者に提出し、承認を受けること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ア. 検討業務内容
 - イ. 業務詳細工程
 - ウ. 業務実施体制
 - エ. 管理技術者、主任担当技術者、担当技術者一覧表及び経歴書
 - オ. 協力者がある場合は、協力者の概要及び担当技術者一覧表
 - カ. 打合せ計画
 - キ. その他、発注者が必要とする事項

(3) (2)に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を受けること。

3. 公共建築設計者情報サービス（PUBDIS）への登録

受託者は、公共建築設計者情報サービス（PUBDIS）に登録するための「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に登録すること。又、業務完了検査時には、「業務カルテ仮登録（監督員の押印済）」を検査員に提出し確認を受けた後に速やかに登録すること。

4. 打合せ及び記録

業務を適正化津円滑に実施するため、受託者と発注者は打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義をたすものとし、その内容については受託者がその都度記録する。その際必要に応じてスケッチ、資料等を作成すること。用紙はA4版とし相互確認した上で議事録として提出すること。

5. 引渡し前における成果品の使用等

監督員が指示し受託者がこれを承諾した場合は、履行期間途中においても、成果品の全部又は一部を使用することができる。

6. 業務の進捗状況の報告

月毎に業務の全般的な経過及び翌月の予定を記載した「月間業務工程表」を、監督員に提出する。

7. 検査

(1) 業務が完了したときは、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、発注者の検査を受けること。

(2) 業務完了期限前であっても、発注者があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けること。

III. 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設計業務委託共通仕様書（最新版）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

1. 設計と条件

- (1) 施設名称 隠岐の島町役場本庁舎
- (2) 施設の場所 隠岐の島町 下西 田井 78-2, 78-7, 79-1, 79-2, 79-6, 80-2 番地
別紙 「新庁舎建設位置図」、「新庁舎敷地平面図」参照。
- (3) 施設用途 庁舎
平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添二 類型四類 第 2 類
- (4) 敷地の条件
 - ア. 敷地の面積 約 14,000 m²（西郷浄化センター敷地約 4,000 m²含む）
 - イ. 用途地域及び地区の指定

都市計画	区域内（区域区分未設定）
線引	非線引
用途地域	なし
防火地域	なし
建ぺい率	70%
容積率	200%
道路斜線制限	1.5
隣地傾斜制限	2.5
北側傾斜制限	なし
日影制限	特定行政庁の指定による
積雪量及び積雪の単位荷重	積雪量は島根県建築基準法条例による。 積雪の単位荷重は、積雪量 1 cm ごとに 1 m ² につき 20 ニュートン以上とする。

(5) 施設の条件

- ア. 延床面積 約 5,000 m²
- イ. 主要構造 受託者と協議の上決定する。
- ウ. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成 19 年 12 月 18 日付け国営計発第 76 号国営製第 123 号、国営設第 101 号）による。

(6) 建設の条件

本業務に続く実施設計及び建設工事は以下の工期を予定している。

実施設計 平成 29 年 6 月～平成 30 年 3 月

建設工期 平成 30 年 8 月～平成 33 年 1 月

(7) 成果品の提出期限及び提出場所

ア. 引渡期限：平成 29 年 6 月 9 日

イ. 提出場所：隠岐の島町 大規模事業課

ウ. 成果物の取り扱いについて

提出された C A D データについては、当該施設に係る実施設計等に活用する。

エ. 写真の著作権の権利等について

受託者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

(ア) 写真は、本町が行う事務並びに本町が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合においては、著作者名を表示しないことができる。

(イ) 次に掲げる行為をしてはならない(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

a. 写真を公表すること。

b. 写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

2. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受託者が個人である場合にはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

(1) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 2 項に定める一級建築士

3. 主任担当技術者の資格要件

担当分野の業務を分担する主任担当技術者は次の資格要件を満たす者とし、1 名ずつ選定し配置する。

(1) 建築(意匠)主任担当技術者

建築士法第 2 条第 2 項に定める一級建築士

(2) 建築(構造)主任担当技術者

建築士法第 10 条の 2 の 2 第 1 項に定める構造設計一級建築士又は

建築士法第 2 条第 2 項に定める一級建築士

- (3) 建築設備(電気)主任担当技術者、
 建築士法第10条の2の2第2項に定める設備設計一級建築士又は
 建築士法第2条第5項に定める建築設備士又は
 建築士法第2条第2項に定める一級建築士
- (4) 建築設備(機械)主任担当技術者
 建築士法第10条の2の2第2項に定める設備設計一級建築士又は
 建築士法第2条第5項に定める建築設備士又は
 建築士法第2条第2項に定める一級建築士

4. 設計業務の内容及び範囲

(1) 標準業務

- 建築(意匠)基本設計
- 建築(構造)基本設計
- 電気設備基本設計
- 機械設備基本設計
- 外構整備基本設計

基本設計標準業務(平成21年国土交通省告示第15号 別添一 第1項 第一号イ)

項 目		総合	構造	電気	機械	適 用
(1) 設計条件の整理	(i) 条件整理	■	■	■	■	
	(ii) 設計条件の変更等の 場合の協議	■	■	■	■	
(2) 法令上の諸条件 の調査及び関係 機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	■	■	■	■	
	(ii) 建築確認申請に係る 関係機関との打合せ	■	■	■	■	
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		■	■	■	■	
(4) 基本設計方針の 策定	(i) 条件整理	■	■	■	■	
	(ii) 設計条件の変更等の 場合の協議	■	■	■	■	
(5) 基本設計図書の作成		■	■	■	■	
(6) 概算工事費の検討		■	■	■	■	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等		■	■	■	■	

(8) 追加業務

ア. 透視図作成業務

- ・ 外観鳥瞰図 彩色 A 3 判 1 葉及び画像データ
- ・ 外観図 彩色 A 3 判 1 葉及び画像データ
- ・ 内観図 彩色 A 3 判 1 葉及び画像データ

イ. 新庁舎建設等に必要は関係法令応募委条例に基づく申請手続き

ウ. 広報等に必要資料の作成

エ. 空間計画の検討

- (ア) ロビー、窓口、議会、執務空間、収納・書庫・倉庫等の基本計画の作成
- (イ) フロアゾーニング計画、バーチカルゾーニング計画
- (ウ) セキュリティ方針及びセキュリティ区画の設定

オ. 交付申請等の支援

カ. 「隠岐の島町新庁舎基本計画」の作成支援

キ. 「隠岐の島町庁舎建設庁内検討委員会」への資料作成と説明

5. 適用基準

本業務は、国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受託者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお年版は最新版とする。

(1) 共通

- ・ 官庁施設の基本的性能基準
- ・ 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領
- ・ 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準
- ・ 官庁施設の環境保全性基準
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- ・ 建築設計業務等電子納品要領
- ・ 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（営繕業務編）
- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 公共建築工事共通費積算基準
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準
- ・ 建築工事における建設副産物管理マニュアル

(2) 建築

- ・ 建築工事設計図書作成基準
- ・ 公共建築工事標準書式
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築鉄骨設計基準
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 擁壁設計標準図
- ・ 構内舗装・排水設計基準

(3) 建築積算

- ・ 公共建築数量積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- ・ 営繕工事積算チェックリスト（建築工事編）

(4) 設備

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 建築設備設計計画書作成の手引

(5) 設備積算

- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

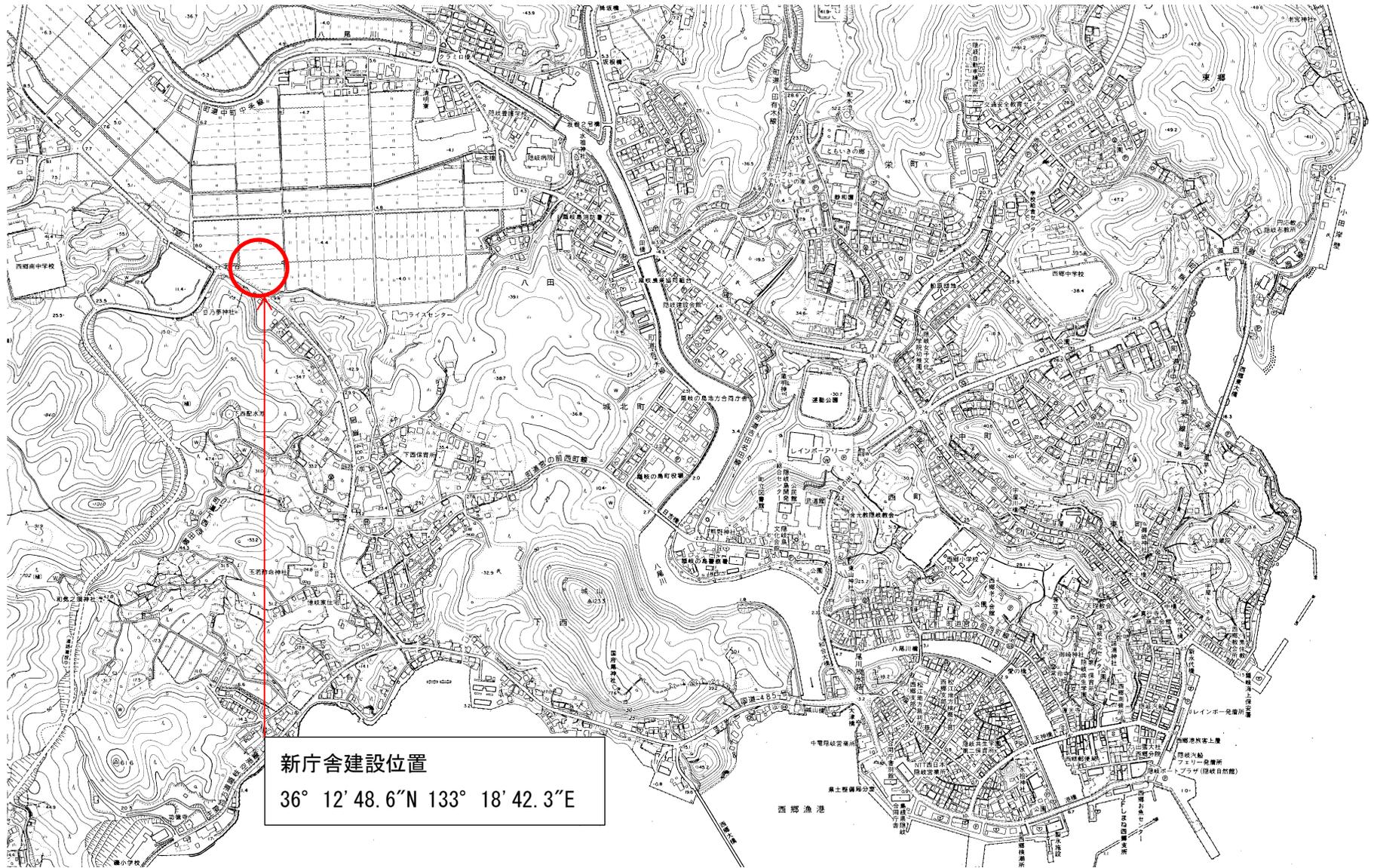
成果品等	提出部数		適用
	印刷物	電子データ	
D. 給排水衛生設備 給排水衛生設備計画説明書 給排水衛生設備設計概要書 工事費概算書 各種技術資料	各 1 部	2 部 PDF 及び 電子データ	A4, A3 適宜
E. 空調換気設備 空調換気設備計画説明書 空調換気設備設計概要書 工事費概算書 各種技術資料	各 1 部	2 部 PDF 及び 電子データ	A4, A3 適宜
F. 昇降機等 昇降機等計画説明書 昇降機等設計概要書 工事費概算書 各種技術資料	各 1 部	2 部 PDF 及び 電子データ	A4, A3 適宜
G. その他 基本設計図書（概要版） ライフサイクル計画書 全体工程表 総合仮設計画案 透視図 打合せ記録簿	各 1 部	2 部 PDF 及び 電子データ	A4, A3 適宜 A3 A4

IV. その他条件及び留意事項

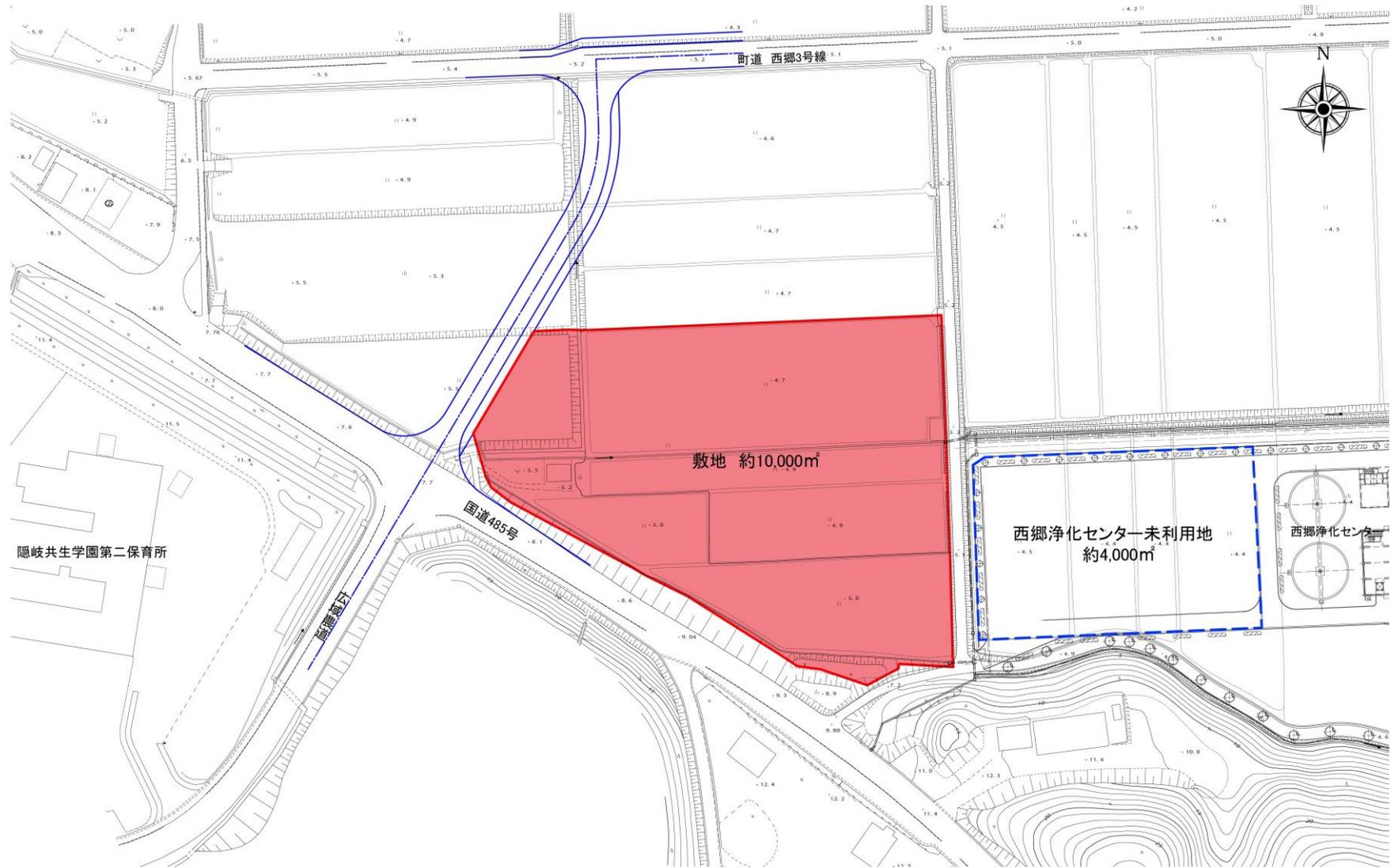
- (1) 敷地造成設計、地質調査業務及びオフィスレイアウト・サイン計画は別途発注する。これら業務の受託者と十分協議し、業務を遂行すること。
- (2) 概算事業費の算出にあたっては、離島という条件を十分に考慮すること。
- (3) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、隠岐産材の最大限の活用を図ること。
- (4) 本業務においては「隠岐の島町庁舎建設検討委員会」の意見を反映すること。
- (5) 「隠岐の島町新庁舎基本計画」と本業務の整合性をとること。
- (6) 本業務に直接関連する実施設計は、基本設計時における設計意図を実施設計の成果に的確に反映させるため、本業務の受託者と随意契約を予定している。また、建設工事の積算業務及び工事監理業務についても実施設計と密接に関連することからの本業務の受託者と随意契約を予定している。

なお、実施設計・積算業務及び工事監理業務については、業務遂行のため必要な事項について協議し、一定の条件等を付することがある。

新庁舎建設位置図



新庁舎敷地平面図



※敷地造成高は+6.5mを予定している。西郷浄化センター未利用地地盤高は+5.6mである。